

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 契エコ 第 58 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 空調設備補修
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 空調設備部品の交換：中央操作室室外機、管理棟2階（3か所）、3階（1か所）該当部品、1階室外機部品
- 6 工期 令和 7年10月 1日 ~ 令和 8年 3月31日
- 7 請負代金額 5,170,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年10月 1日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目 2 7 番 8 号
名称 メタウォーター（株）営業本部 中日本営業部
部長 桑田 貴史
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契エコ第 58 号
事業名：エコセンター恵那 空調設備補修
事業場所：エコセンター恵那 地内

契約の相手方

名称：メタウォーター（株）中日本営業部 部長 桑田 貴史
住所：名古屋市西区名駅二丁目 27 番 8 号

契約の摘要法令

- ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号
緊急の必要により競争入札に付することができないとき

理 由

エコセンター恵那の空調設備に不具合が生じているため緊急修繕を行う。
県内では熱中症警戒アラートが7月に8回、8月にも8回発表されており連日、危険な暑さが続いている。この不具合による応急措置で執務室内では扇風機を数台稼働させているものの熱風が舞うのみで室温の低下にはつながっていない。このような環境の中、熱中症による職員および施設見学者、来訪者等の健康被害を未然に防ぐため早急に対応しなければならない。

当施設の空調設備については、日頃からメタウォーター（株）が整備を担当しており今回の修繕工事についても当該事業者が早急に対応するとの回答を得た。修繕にはこれまでの整備経過や複雑な配線、図面などの情報が必要なため当該事業者でなければ早期復旧は技術的に不可能である。

以上の理由により、上記事業者を随意契約の相手方として選定するもの。

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 契エコ 第 62 号
- 3 事業名 エコセンター恵那処理施設成形機等定期修繕工事
- 4 事業場所 長島町エコセンター恵那
- 5 事業概要 熱風炉：バーナー点検、部品交換、脱臭炉：熱交換器、ダクト清掃、成形機：ロールシエル組替、月例点検業務
- 6 工期 令和 7年10月 8日 ~ 令和 8年 3月31日
- 7 請負代金額 55,000,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年10月 8日
- 9 契約相手方 住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町 3
名称 J F E 環境サービス (株)
代表取締役社長 森 昇
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契エコ第 62 号
事業名：エコセンター恵那
事業場所：エコセンター恵那 地内

契約の相手方

名称：JFE 環境サービス株式会社 代表取締役社長 森 昇
住所：横浜市鶴見区弁天町 3 番地

契約の摘要法令

- ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

経緯

エコセンター恵那は 2014 年に炭化炉を停止し RDF 製造施設に変更した。この変更に伴い燃料費のランニングコストを押さえるために必要な乾燥設備・熱交換炉改造工事を行った。上記の工事は、既設設備の大幅変更を伴うことから、RDF 製造に実績のある JFE 環境サービス（株）が設計し当初施工を行った。

理由

エコセンター恵那における今回の処理施設成形機等の修繕工事（定期修繕工事）は RDF 製造機器の延命を図ること及び固形燃料（RDF）の安定的な製造を目的として計画的に機械部品等の交換、清掃等の施工をする必要があるためこれまでの修繕経緯を熟知し設計理念を保有している当初の施工事業者でなければ技術的に不可能である。

以上の理由により、上記事業者を随意契約の相手方として選定するもの。

随意契約報告書

- 1 担当課 藤花苑
- 2 施行番号 契藤苑 第 17 号
- 3 事業名 処理棟ポンプ類点検修繕
- 4 事業場所 恵那市武並町藤 藤花苑
- 5 事業概要 汚泥供給ポンプ(A)(B)、分離液移送ポンプ(B)、汚泥引
抜ポンプ(B)、中濃度臭気ファン、UF1透過水槽攪拌ポンプ点
検修繕
- 6 工期 令和 7年10月10日 ~ 令和 8年 3月18日
- 7 請負代金額 7,260,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年10月10日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町永田 3 0 7 - 1 3 6
名称 正栄電機(株)
代表取締役 本位田 健太郎
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契藤苑第 17 号

事業名：処理棟ポンプ類点検修繕

事業場所：恵那市武並町藤 藤花苑 地内

契約の相手方

名 称：正栄電機株式会社

住 所：恵那市長島町永田307 番地 136

契約の摘要法令

・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

理 由

今年度当施設のポンプ類の点検修繕は、正栄電機株式会社が請け負っている。当初の計画に加えて、水漏れ、腐食、異音、電気系統の耐用年数など点検修繕をおこなう必要が生じたが、追加の箇所も現施設と密接不可分であり、同一業者以外の者に施工させた場合、施設の使用等について著しい支障が生ずることから早期に修繕を完了させたく、正栄電機株式会社を契約の相手方とする。

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 22 号
- 3 事業名 残灰集塵機ルーツブロワー更新工事
- 4 事業場所 東野えな斎苑
- 5 事業概要 ルーツブロワ (IRS-100A) 取替工事
- 6 工期 令和 7年10月20日 ~ 令和 8年 3月20日
- 7 請負代金額 4,224,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年10月20日
- 9 契約相手方 住所 富山県富山市奥田新町 1 2 - 3
名称 (株) 宮本工業所
代表取締役 宮本 芳樹
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契水環第 22 号

事業名：残灰集塵機ルーツブロワー更新工事

事業場所：東野 えな斎苑

契約の相手方

名称：株式会社 宮本工業所

住所：富山県富山市奥田新町 12-3

契約の摘要法令

・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

理由

えな斎苑の火葬炉は、株式会社宮本工業所によって設計・施工されたものであり、機械類の保守管理も同事業者と契約している。

宮本工業所は火葬炉の産業財産権を保有しており、火葬炉の排ガス基準値も含め性能を保証している。仮に他の業者が同様の形状により施工した場合、各財産権により保護されている権利に抵触する可能性がある。また、別の業者が宮本工業所製の火葬炉設備（排気、電気設備も含む）を修繕、更新した場合は宮本工業所の性能保証ができなくなるため万一のトラブル時において保証対象外となる恐れがある。（家電等の保証と同様の考え方）それにより、火葬炉設備の安定稼働についても保証が難しくなることが想定される。以上のことから、同事業者が適切であるため、株式会社宮本工業所と契約を行う。

随意契約報告書

- 1 担当課 建設課
- 2 施行番号 契建設 第 126 号
- 3 事業名 武並町187号線 一丁田橋橋梁修繕工事その2
- 4 事業場所 武並町竹折
- 5 事業概要 一丁田橋 L=21.6m W=3.0m 支承塗替塗装工 A=3m2 伸縮
装置取替工 N=2箇所 環境対策工 N=1式
- 6 工期 令和 7年11月14日 ~ 令和 8年 3月20日
- 7 請負代金額 9,746,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年11月14日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市武並町竹折 1 2 8 8 - 1
名称 (株)大野工機
代表取締役 大野 幸泰
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり。

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契建設第 126 号

事業名：武並町 187 号線 一丁田橋橋梁修繕工事その 2

事業場所：武並町竹折

契約の相手方

名称：(株) 大野工機

住所：岐阜県恵那市武並町竹折 1 2 8 8 - 1

契約の摘要法令

・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

理由

本件工事は、令和 6 年度に発注（繰越工事）した「契建設第 158 号 武並町 187 号線 一丁田橋橋梁修繕工事」（以下「その 1」）の継続工事として、令和 7 年度に同一箇所の修繕工事（以下「その 2」）を実施するものである。

「その 1」工事を施工した業者は、現場の状況や施工内容を十分に把握しており、工事の継続性及び一貫性を確保するためには、同一業者による施工が不可欠である。仮に異なる業者が施工する場合、工事の整合性が損なわれるおそれがあるほか、品質や安全性の面でも支障をきたす可能性がある。

以上のことから、本件工事はその性質上、競争入札に適しないと判断されるため、「その 1」を施工した業者と随意契約を締結するものである。